

岩手県住宅復興の基本方針

岩手県東日本大震災津波復興基本計画及び復興実施計画を踏まえ、岩手県における東日本大震災津波の被災者に対する住宅の供給についての基本方針を定めるものです。

＜基本方針の期間＞ 岩手県復興実施計画と同様に平成23年度～平成25年度を基盤復興期間、平成26～28年度を本格復興期間とします。

特に災害復興公営住宅については、できる限り基盤復興期間に完成させ、市町村の復興まちづくり事業と合わせて行うものなどについては本格復興期間の早期に完成させることを目標とします。

復興住宅の供給計画

(1) 当面の間の被災者向け住宅

応急仮設住宅	約 14,000 戸	} うち入居世帯 約 17,000 世帯
借上げ民間賃貸住宅等	約 4,500 戸	

(2) 恒久的住宅の想定供給戸数

- 公営住宅 約 4,000～5,000 戸 (災害復興公営住宅及び一般公営住宅)
(県営及び市町村営)
 - 民間持家住宅 約 9,000～9,500 戸 (一部自宅の改修を含む。また、新規供給にはマンション等中高層住宅を含む。)
 - 民間賃貸住宅等 約 3,000～3,500 戸 (既存の賃貸住宅を含む。)
- ＜地域比率＞ 宮古管内約 5,000 戸、釜石管内約 6,000 戸
大船渡管内約 5,000 戸、県北その他約 1,000 戸

1. 供給方針

○防災性・耐久性を高める住まいづくり

住宅の耐震性能や防火性能の維持・向上を促進し、地域の防災性の向上に努める。また、耐久性のある住宅の整備を促進する。

○ひとにやさしい住まいづくり

高齢者や障がい者等に配慮した設計仕様による住宅の整備を進める。また、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、良好な住宅市街地の整備を促進する。

○多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり

持ち家の取得、賃貸住宅・公営住宅への入居、子育てや介護等の支援、地域性への配慮など、多様なニーズに対応した住まいづくりを推進する。地域コミュニティの維持や良好な市街地・集落景観の保全などに十分配慮し、地域の活力を向上させ魅力を高める住まいづくりを推進する。

○環境に配慮した住まいづくり

環境問題や電力需要の抑制に対応し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用に配慮した住まいづくりを推進する。公的住宅建設の際には、省エネルギー性能の確保を図るほか、木造公営住宅等における県産木材の利用に努め、環境に配慮した住宅を整備する。

○福祉部局等との連携

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等が快適に生活することのできる住宅の供給を促進するため、ハード面における整備に加え、福祉部局と連携し、ソフト面における環境整備を促進する。また、国、市町村、関係団体、民間事業者等との連携を強化し、官民が連携して、被災地における様々な社会的課題に対応した住宅及び居住環境の整備を推進する。

2. 住宅供給に向けての対策

(1) 応急仮設住宅の活用

- ・応急仮設住宅保守管理センターによる定期的な巡視及び点検を実施し、適切に維持管理
- ・空き住戸を集会所や談話室の代替施設、NPOやボランティアの駐在場所等として活用。将来的には、仮設住宅団地の集約や災害公営住宅を建設する場合の移転先として有効に活用
- ・応急仮設住宅としての利活用を終えた住戸について、基礎の設置や2戸を1戸とする改修工事を実施した事例を参考にしながら、恒久的な住宅への転換手法を検討



(2) 民間持家住宅及び民間賃貸住宅の建設促進

①被災した住宅の改修や再建

- ・住まいの総合的な相談窓口を定期的に開設、住宅再建等に必要な住情報を提供
- ・復興実施計画に基づき、被災した住宅の改修や再建を行う被災者に対する支援策を充実
- ・住宅の新築や改修が、省エネルギー、耐震、バリアフリーなど必要な性能を向上させ、長期間の使用にも耐えうるものとなるよう誘導
- ・提案公募などにより、低廉な価格で取得可能な住宅のプランの作成等を支援

②安全な住宅地の確保

- ・市町村の復興まちづくりを支援し、安全な住宅地の供給を促進
- ・宅地情報の提供について民間事業者と連携

③良好な賃貸住宅の建設促進及び入居支援

- ・地域優良賃貸住宅制度等の活用により賃貸住宅の建設を促進
- ・居住支援サービスの提供を促すなど、居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を促進

④地域住宅産業との連携

- ・被災地における住宅の再建等において、それぞれの地域に適応した住宅建設を促進
- ・地域住宅産業に従事する技術者等と連携し、地域型復興住宅の生産体制の構築を促進
- ・岩手型住宅賛同事業制度を活用し、省エネルギー性能にも優れた岩手型住宅の普及を推進
- ・住宅建設を通じて当該地域における経済の活性化に貢献



(3) 災害復興公営住宅の整備

①入居者の世帯構成への配慮、多様な住宅の供給

- ・建設計画において、応急仮設住宅等の現入居者の世帯構成に配慮
- ・高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯や将来の世帯構成の変化に対応
- ・各地域の特性に応じた多様な住宅の建設を推進、街並みの形成に配慮
- ・一定期間後の公営住宅の払い下げについても検討

②設計及び建設システムの標準化、整備期間の短縮

- ・住宅の基本性能を確保しながら仕様等の標準化を進め、建設コストを削減
- ・工期の入念な検討や、立地状況に応じた鉄骨造や木造の採用等により整備期間を短縮

③災害復興公営住宅用地の確保

- ・県及び市町村が十分連携して用地の選定
- ・民間事業者との連携や、県民からの情報提供なども含め用地情報を把握
- ・定期借地権の設定による用地の確保も検討

④民間活力の活用

- ・民間のノウハウを活用するため、民間住宅の購入又は借上やPFI的な手法の導入を検討

⑤木造公営住宅の整備

- ・立地や地域の実情に配慮しながら木造公営住宅の建設を推進
- ・地場産材の活用により、地域経済や雇用環境の向上への貢献

⑥集会所等の整備

- ・入居者同士の交流を促す集会所等の共用スペース、小公園や植栽の整備等を推進
- ・入居者による各種集会のほか、福祉部局等と連携しコミュニティ促進に資する集会所の活用

⑦コミュニティへの配慮

- ・各地域ごとにバランスのとれた立地選定の実施
- ・建設計画は、コミュニティの維持や入居者同士の交流に十分配慮
- ・外出しやすい配慮、交流を促す設えなど、ハード・ソフト両面から交流促進策を実施
- ・入居者募集・選定時における地域ごとのコミュニティの維持への配慮

⑧入居者の負担軽減

- ・入居申込者の受付等及び入居者の選定等における県及び市町村の連携
- ・被災者の収入に応じた入居者の家賃負担の軽減

⑨地域のまちづくりとの連携

- ・市町村における復興まちづくり事業と連携
- ・居住支援機能や防災機能を兼ね備えるため施設の複合化を積極的に検討

